

報道関係者各位

令和6年11月28日

【照会先】

山口労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高津 純子
労働紛争調整官 刀根 基昭

電話 (083) 995-0390

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

－職場でのハラスメント防止措置は雇い主の義務です－

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施することとしています。

山口労働局（局長 ^{ともずみ} 友住 ^{こういちろう} 弘一郎）では、今後、以下を実施し、ハラスメントのない社会の実現に向けて取り組みます。

1 ハラスメント予約相談会〔資料1、2〕

事業主、人事労務担当者、労働者からの相談にお応えします。

実施日と会場は、次のとおりです。

- 徳山会場 令和6年12月17日（火）10：30～15：00（徳山労働基準監督署1階会議室）
- 山口会場 令和6年12月19日（木）10：00～15：00（山口公共職業安定所1階相談室）
- 宇部会場 令和6年12月23日（月）10：30～15：00（宇部公共職業安定所2階会議室）

－問合せ先－

山口労働局 雇用環境・均等室 電話 083-995-0390

2 県内各所に広報を実施〔資料3〕

山口県内の労働基準監督署、ハローワーク他、県庁、市役所等へのポスター掲示等を依頼し、県内で幅広くハラスメント撲滅月間の広報を実施します。

〔添付資料〕

資料1 ハラスメント撲滅月間「ハラスメント予約相談会」

資料2 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！

資料3 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

